

令和 8 年度 国民健康保険税のお知らせ

1. 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主となります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は『犠牲世帯主』として納税義務者となります。

2. 国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税（国保税）は、医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金分（後期分）、介護納付金分（介護分）及び子ども・子育て支援金分（子ども分）を合わせた金額となります。

令和 8 年度より、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などを目的とした「子ども・子育て支援金制度」が始まり、これまでの医療分・後期分・介護分とあわせて子ども分を納付していただきます。

医療分 医療費及び出産や死亡の際の給付に充てられます。	+	後期分 後期高齢者医療制度への支援金等に充てられます。	+	介護分 介護給付に充てられます。40歳以上65歳未満の方が課税対象です。	+	子ども分 子ども子育て支援金制度への納付金に充てられます。	=	国保税
---------------------------------------	---	---------------------------------------	---	--	---	---	---	------------

国保税は、医療分、後期分、介護分、子ども分の区分ごとに、所得割、平等割、均等割に分かれています。

- ・ 所得割 … 加入者全員の所得を用いて、個人毎に43万円を控除した金額に税率をかけて算出します。
- ・ 均等割 … 加入者 1 人に対して課税します。
- ・ 平等割 … 加入世帯 1 世帯に対して課税します。
- ・ 賦課限度額 … 所得割・均等割・平等割の区分ごとの合計額が賦課限度額を超える場合は、その金額となります。

令和 8 年度 国民健康保険税率等

区 分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	6.30 %	1.95 %	1.92 %	0.30 %
均等割	20,000 円	6,600 円	6,000 円	※ 1,190 円
平等割	30,000 円	8,000 円	6,000 円	766 円
賦課限度額	670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円

※子ども分の均等割1,190円は、①均等割（1,139円）②18歳以上均等割（51円）に分けられます。①は18歳未満の方は全額軽減され、②はその軽減分を補うもので18歳以上の方に賦課されます。

3. 納付の方法

普通徴収（納付書又は口座振替）

納付書により各納期限までに納めていただく方法又は口座振替による方法で納めていただきます。

* 納税には便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、指定した口座から納期限ごとに自動で振り替えして納付できます。役場又は金融機関窓口にて備え付けの『口座振替依頼書』に必要事項を記入し、金融機関窓口にてお申込みください。なお、口座振替開始まで時間がかかる場合がありますので、納期限の 1 か月前までの申込をおすすめします。

（事前に口座振替依頼書を取得されたい方には役場より郵送いたします。お気軽にお問い合わせください。）

特別徴収（年金からの天引き）

下記のすべてに当てはまる方は特別徴収となり、年金から保険税が天引きされます。

- ・ 国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・ 年金を年額18万円以上受給している
- ・ 国保税と介護保険料の合算額が年金受給額の 1 / 2 以下

※ただし、75歳になる年度は普通徴収となります。また、申請により口座振替による納付が可能です。

仮徴収（4月・6月・8月）…前年度の国保税額を基に算定します。既に特別徴収の方は前年度の2月特別徴収分と同額を徴収します。6月、8月は税額の平準化処理により徴収額が変更になる場合があります。

本徴収（10月・12月・2月）…本算定により決定した税額（年額）から仮徴収額を控除した残額を3回に分けて徴収します。

新たに特別徴収となった方や年度途中で税額が増えた方は、特別徴収と普通徴収の併用となる場合があります。

4. 国保税の軽減・減免

◎低所得世帯に係る軽減（申請は不要です）

世帯の所得の合計額が下記のいずれかに該当する場合、均等割・平等割を軽減します。

軽減割合	世帯の所得の合計額
7割軽減	43万円＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下
5割軽減	43万円＋(31万円×世帯に属する被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数) ＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下
2割軽減	43万円＋(57万円×世帯に属する被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数) ＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下

特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療へ移行した後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

※世帯の所得の合計額は、加入者全員の所得を合計したものです。（犠牲世帯主の所得も合算します。）

※65歳以上の公的年金所得者の場合は、年金所得から15万円を控除した金額で算定します。

◎特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減（申請は不要です）

国保から後期高齢者医療制度へ移行した方がいることにより、その世帯の国保加入者が1人となった世帯を「特定世帯」といい、特定世帯となった月から5年間、平等割額の1/2が軽減されます。また、特定世帯となってから5年経過した後も国保と後期高齢者医療制度に分かれている状態が続いている世帯については、「特定継続世帯」として平等割額の1/4を軽減し、その措置は3年間継続されます。

◎未就学児に係る軽減（申請は不要です）

子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から国・地方の取組として実施するもので、全世帯の未就学児に係る均等割について5割が軽減されます。

◎非自発的失業者に係る軽減

非自発的失業者（勤務先の倒産や雇止め等の非自発的な理由により離職を余儀なくされた方）の国保税を軽減します。届出により、前年の給与所得を30/100として算定し賦課します。※世帯に属するその他の被保険者の所得は通常の額を用います。

【対象者】

離職日の翌日時点で65歳未満の方で雇用保険受給資格者証の交付を受けており、離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する方

【軽減期間】

離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

【申請】

雇用保険受給資格者証と本人確認書類をご持参の上、申請してください。

◎被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合の被扶養者の減免

被用者保険（社会保険や共済組合等）から後期高齢者医療制度に移行することによりその被扶養者（65歳～74歳の方）が国保被保険者となった場合、申請により下記の減免を受けることができます。

- ・国保に加入された「旧被扶養者」の方の所得割は課税されません。
- ・国保に加入された「旧被扶養者」の方の均等割が1/2となります。
- ・国保加入者が「旧被扶養者」だけの場合は、平等割が1/2となります。

◎産前産後期間に係る所得割・均等割の減免

出産（予定）月の前月から出産（予定）月の翌々月の保険税所得割・均等割相当分が減免されます

◎災害減免

天災、火災等により甚大な被害を被った場合、申請によりその実態に応じて減免を受けることができます。

【問い合わせ先】

古座川町役場 住民生活課 国保税係
電話：0735-67-7900